

○ 総務省 告示第 号
経済産業省

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）の一部の施行に伴い、創業支援等事業の実施に関する指針（平成二十六年 総務省 告示第一号）の一部を次のように改正し、産業競争力

強化法（平成二十五年法律第九十八号）第一百二十六条第五項の規定に基づき公表する。

令和三年六月十六日

総務大臣 武田 良太

経済産業大臣 梶山 弘志

創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示

創業支援等事業の実施に関する指針（平成二十六年 総務省 告示第一号）の一部を次のように改正する。
経済産業省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のよう改める。

改 正 後

二 創業支援等事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項

創業支援等事業計画においては、創業支援等事業の対象者及び創業支援等事業（法第二条第二十六項第一号に係るものに限る。）により支援を受けて創業を行う者の数の目標を定めるものとする。

改 正 前

二 創業支援等事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項

創業支援等事業計画においては、創業支援等事業の対象者及び創業支援等事業（法第二条第二十五項第一号に係るものに限る。）により支援を受けて創業を行う者の数の目標を定めるものとする。

この告示は、
公布の日から施行する。